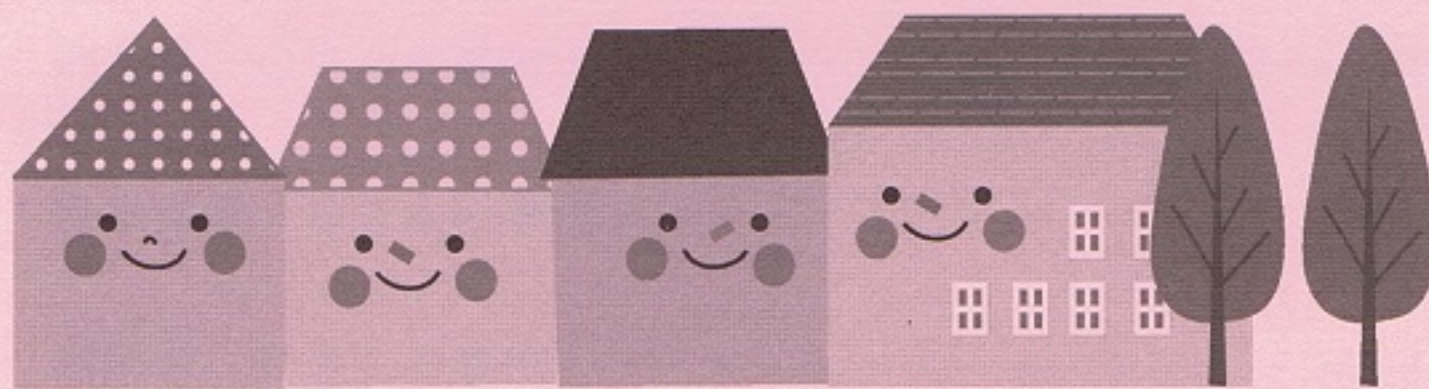


高齢者・障がい者入居支援事業

実績報告書



平成 23 年 3 月

特定非営利活動法人

おかやま入居支援センター

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 入居支援のしくみ | 1 |
| 申込一覧（平成22年3月～平成23年2月） | 7 |
| ※個人情報が含まれているため、インターネット配布版では掲載していません。 | |
| 申込内訳（平成22年3月～平成23年2月） | 9 |
| 案件① 継続的サポート Aさんの事例 | 11 |
| 案件② 遠方の方 Bさんの事例 | 13 |
| 案件③ 刑余者 Cさんの事例 | 15 |
| 案件④ 自立支援 Dさんの事例 | 17 |
| 案件⑤ 高齢者 Eさんの事例 | 18 |
| 入居後のようす | 20 |
| 問題点と課題 | 23 |
| まとめ | 29 |

NPO法人おかやま入居支援センター —入居支援のしくみ—

社会的入院・転居困難・障壁

- 1 社会的入院から地域移行へ・居住移転の自由を
 - (1) 退院可能な病状なのに社会的理由で退院できない
⇒隔離から共生へ⇒人権尊重・医療理念に合致・医療費削減効果も
 - (2) 劣悪な住居から転居しようにも転居先のアパートがみつからない

- 2 高齢者や障害のある方が退院や転居をする場合の壁
 - (1) 地域の問題
不安：「何かあったら困る」「何となく不安で怖い」
 - (2) 長期入院により本人に生じてしまった問題
意欲低下： 長期入院⇒あきらめ⇒退院意欲の低下
病状の不安： 退院⇒×服薬管理⇒病状悪化⇒再入院にならないか？
生活力低下： 長期入院⇒食事・洗濯・ゴミだしはできるか？
財産管理能力低下： 家賃等の支払は大丈夫か？計画的に使えるか？
 - (3) 住宅確保問題
賃貸物件： 賃貸人の不安偏見⇒空室でも貸してくれない
保証人問題： 協力してくれる人は居ない。「退院してほしくない」

個人を支援するネットワークの重要性

- 地域社会や本人の不安を解消するために、医療と生活のサポート体制を整える必要があります
- 入居可能物件を拡大するために、医療と生活と財産管理のサポート情報を不動産仲介業者に提供し、その協力を得て、賃貸人の不安を軽減する必要があります
- 単独で支えるのは困難⇒医療機関・自立支援事業者・行政機関・仲介業者・財産管理者など多数の関係者が入居と生活を支える仕組みを作りましょう

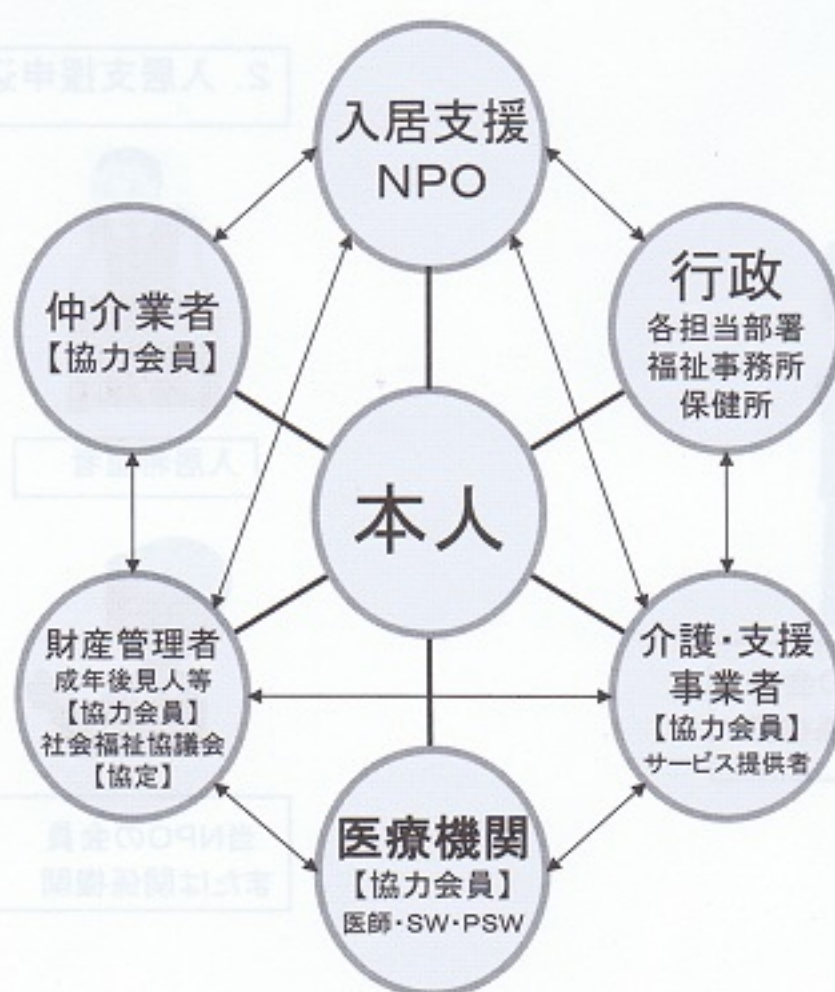
⇒個人毎に入居と生活を支援するネットワークを形成する

入居支援ネットワーク概念図

NPOの役割:①入居支援ネットワーク形成・維持支援 ②物件探し ③入居保証 ④退去時対応

物件探しのお手伝い。契約後には、賃貸人の窓口の役割を担っていただきます。
※まずは民間保証会社の利用を検討することになります。
【協力会員募集中】

必要に応じ、成年後見制度・日常生活自立支援事業・財産管理契約を利用させていただきます。



行政機関の各関係部署(各福祉担当課・住宅課・支援センター等)と協力関係を作りその協力を得て、本人が一人でも生活できるような基盤作りのお手伝いをします。

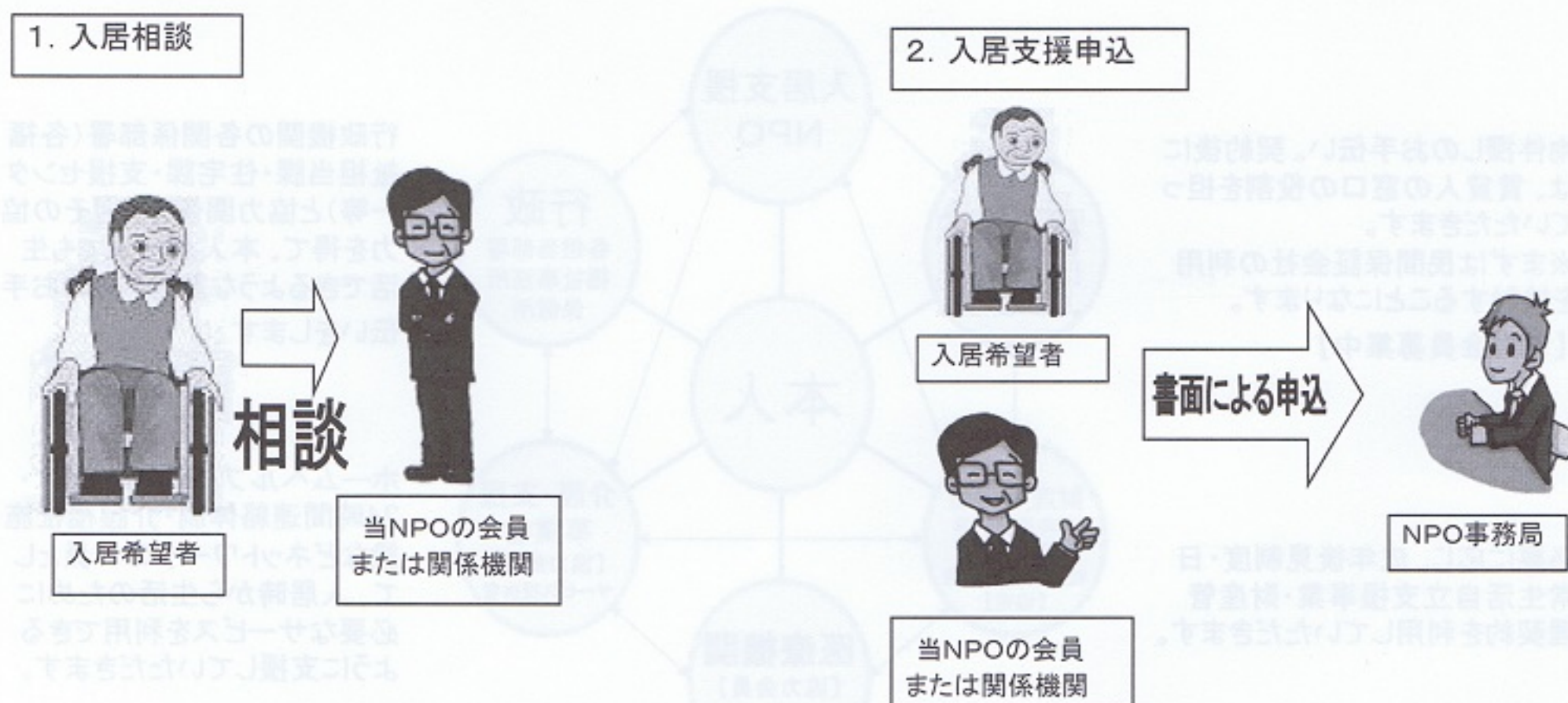
ホームヘルプ・デイサービス・24時間連絡体制・介護福祉施設などネットワークの一員として、入居時から生活のために必要なサービスを利用できるように支援していただきます。

必要な医療とソーシャルワークを継続的に受けられる体制を目指し、退院後の継続的受診と生活の安定のため、財産管理に協力していただいているケースがあります。

当NPOの役割

- 当NPOは、高齢者や障がい者の支援に携わっている専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・宅建主任者・税理士・医師等）が集まって設立しました。
- 当NPOの役割は、支援ネットワークの欠けているマスターピース（入居支援ネットワーク形成支援＋賃貸保証等）を埋めることです。
- 当NPOは、個人を支援するネットワーク作りをコーディネートすることにより入居を支援します。
- 当NPOは、必要に応じて、条件を整えてから、賃貸保証人や緊急連絡先になります。

入居申込の流れ

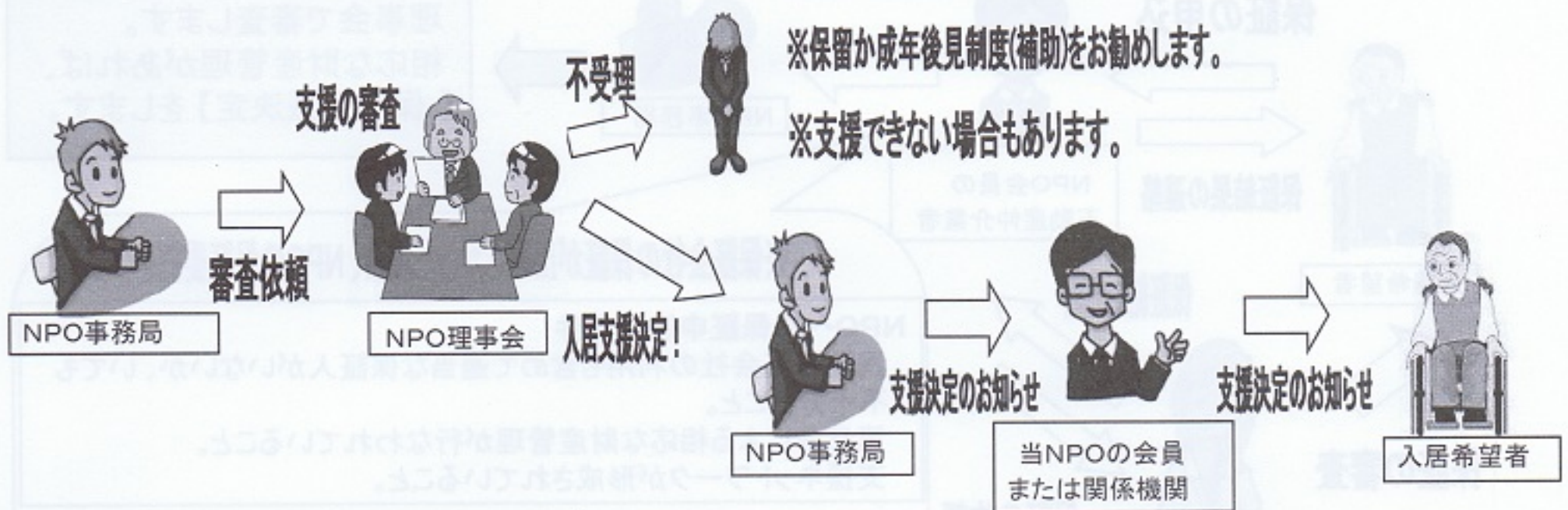


※関係機関がない、相談者がいないなどの場合には、NPO事務局へお問い合わせください。

※支援ネットワーク形成のため、必ず当NPOの会員または関係機関の方と一緒に申込をお願いします。

「入居支援決定」までの流れ

3. 入居支援決定・NPO担当者決定



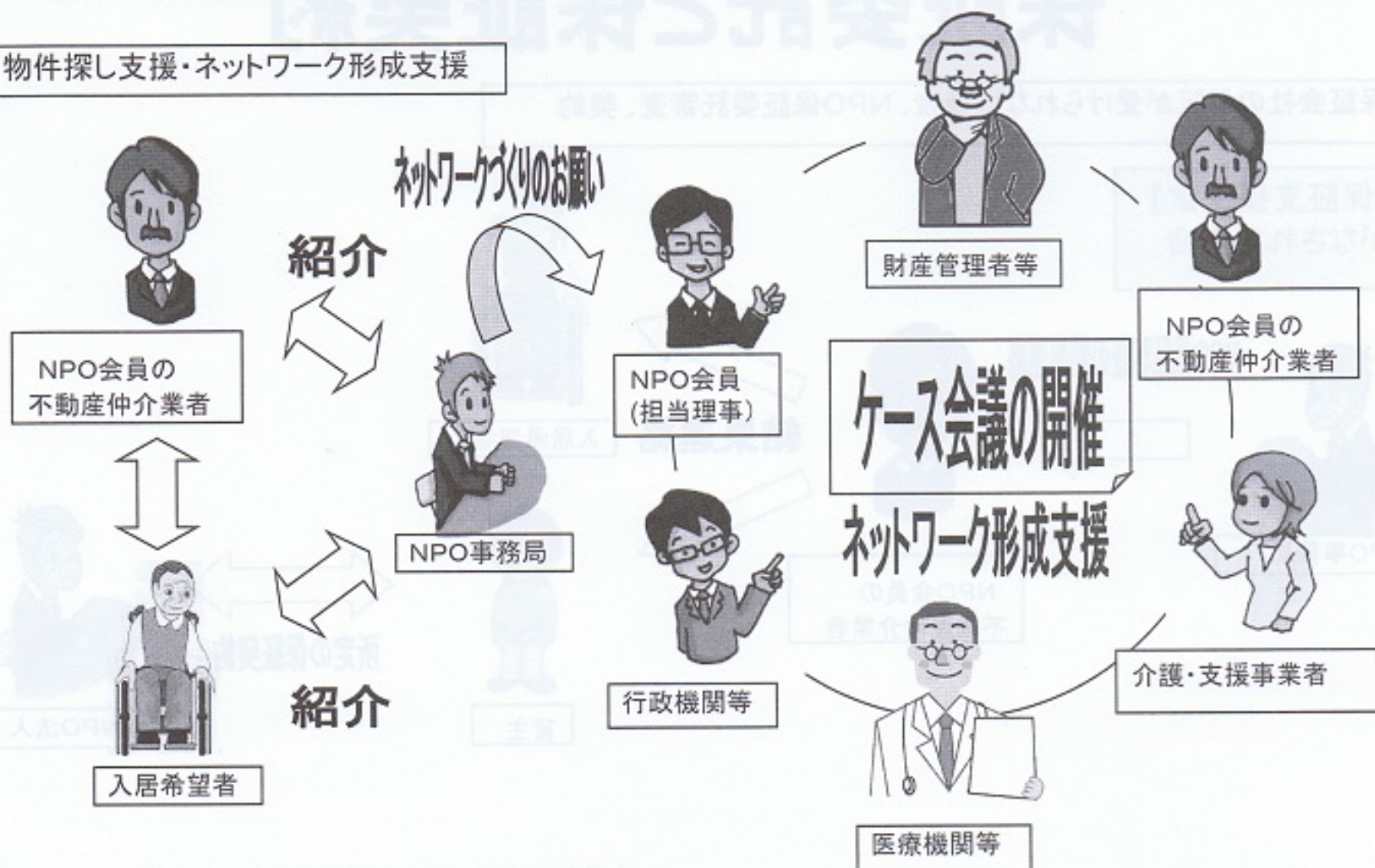
NPO理事会で審査して、審査結果をご連絡します。

- ⇒入居支援決定
- ⇒協力会員年会費5000円をお支払いいただきます。
※年会費は、その年度の3月31日までの会費となります。
- ※申込を撤回又は解約されても返金いたしません。
- ⇒保留+成年後見制度(補助)の利用をお勧めする。
- ⇒支援できない場合もあります。

※入居支援決定は、ネットワーク形成支援を含みますが、賃貸保証を含みません。ネットワーク形成後、保証支援決定をします。

物件探し支援・ネットワーク形成支援

4. 物件探し支援・ネットワーク形成支援

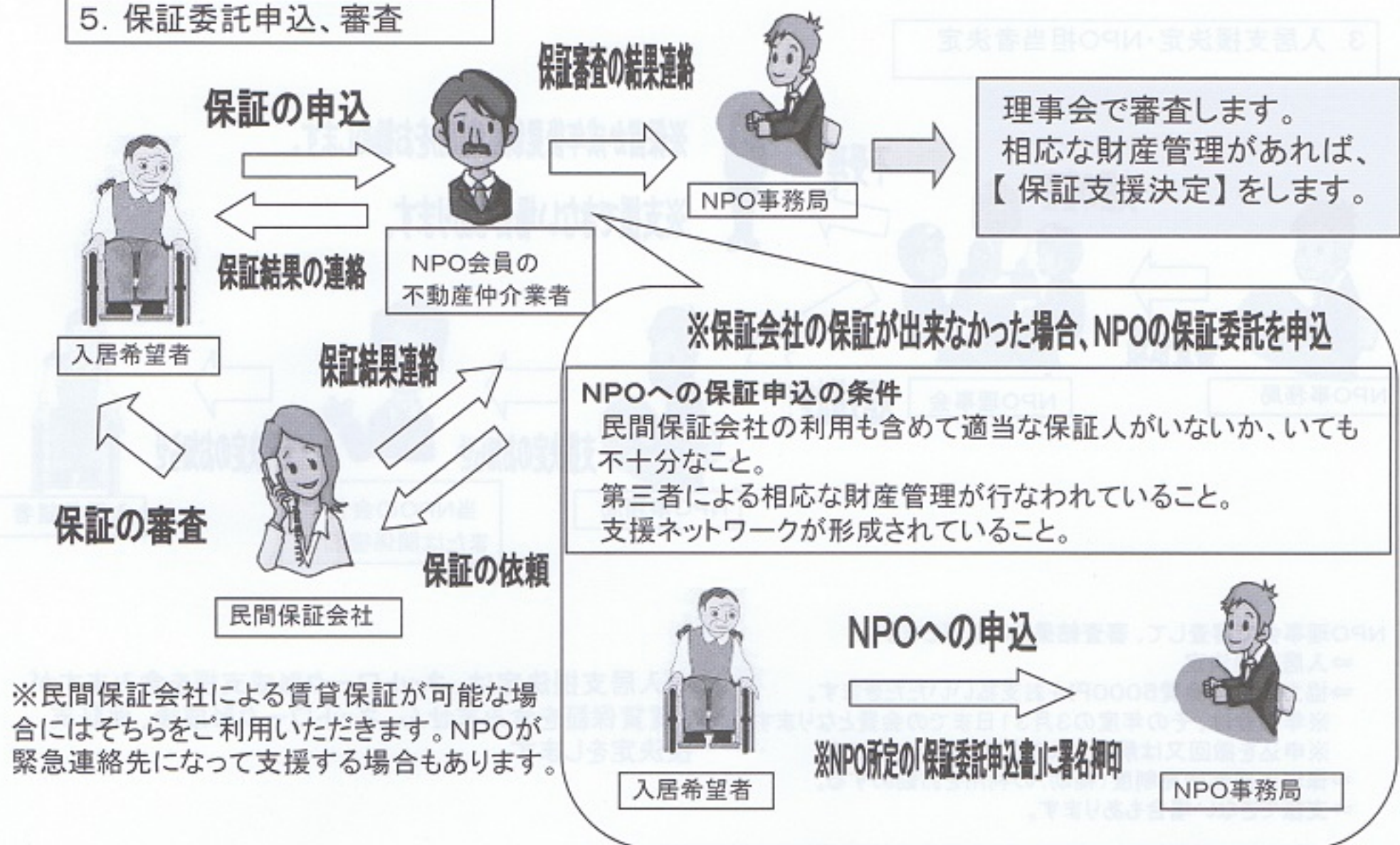


物件探し支援
[NPO事務局 ⇒ NPO会員の不動産仲介業者]
入居希望地域のNPO会員の不動産仲介業者を紹介します
※物件探し支援ができないエリアもあります。

ネットワーク形成支援
[申込協力者 + NPO担当者 + 支援関係機関]
ケース会議を開くなどして支援ネットワークを形成します。

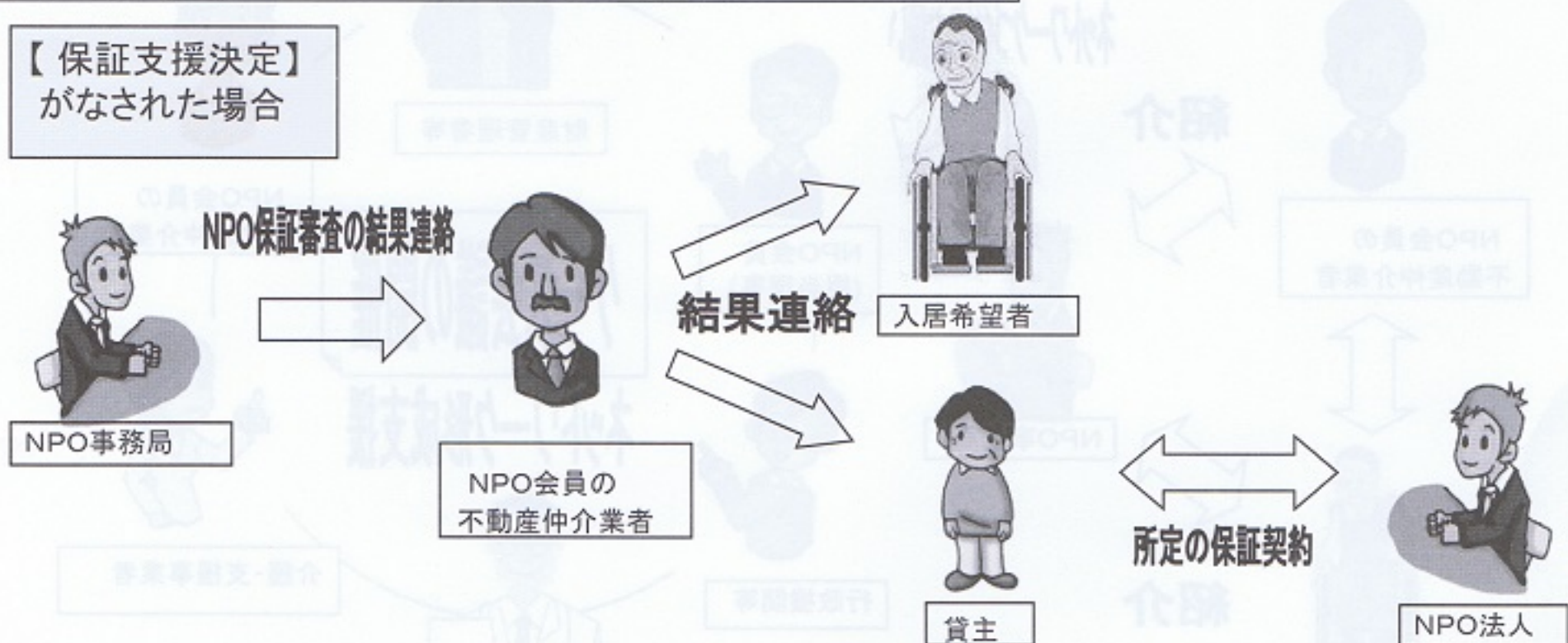
保証委託申込→保証支援審査

5. 保証委託申込、審査



保証委託と保証契約

6. 保証会社の保証が受けられない場合、NPO保証委託審査、契約



NPOと貸主とがNPO所定の保証契約を結びます。

保証料は不要ですが、毎年4月に年会費5000円が必要です。

NPOが賃貸保証するための要件

以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- ・ 申込協力者（NPO会員等）の協力を得て申込
- ・ 【入居支援決定】を受けていること
- ・ 本人が当NPOの協力会員となること
- ・ 民間保証会社の利用も含めて適当な保証人がいないか、いても不十分なこと
- ・ 第三者による財産管理（成年後見制度・日常生活利用支援事業・財産管理契約・賃料引き落としサービスなどケースによって必要十分と考えられるサポート）が行われていること
- ・ 支援ネットワークが形成されていること
- ・ 退去時の賃貸借解約権限と処分権限をNPOに付与
- ・ 緊急連絡先の申告または緊急対応体制の整備

当NPOの構成員

【NPO会員】

- ・ 正会員：一緒に活動していただける方々
- ・ 協力会員：賛同団体・個人＋申込者本人
 - 可能な限り、支援に携わっている方や団体の全てに当NPOに参加してもらいたいと願っています。
 - 病院や介護支援事業者や不動産仲介業者の場合、事業所としてNPO加入をお願いしたいと考えています。
 - 個人加入（法人に属している人も含めて）も大歓迎です。
 - 複数口の加入も大歓迎です。

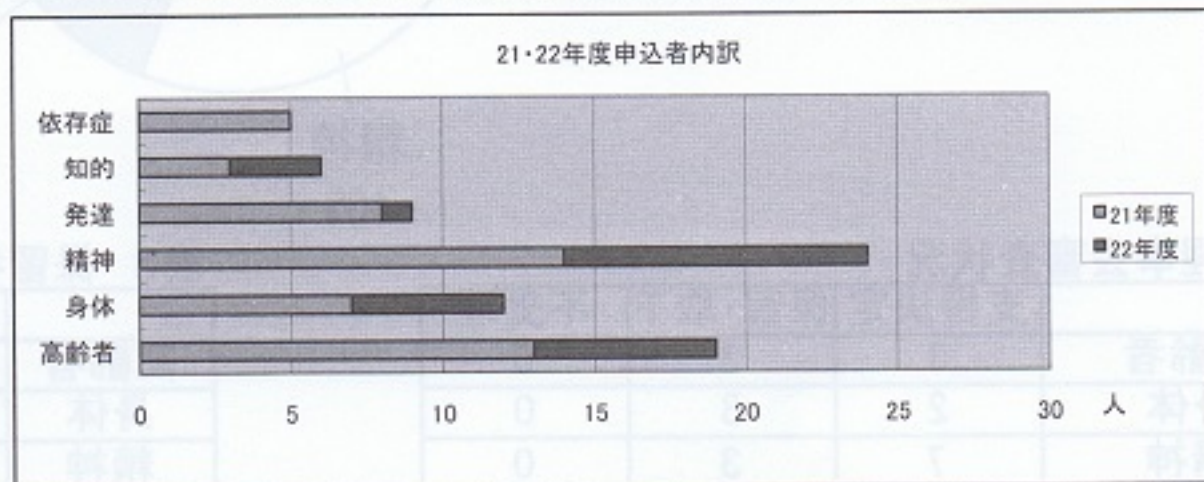
【執行機関】

- ・ 理事会：毎月1回開催：支援について審査します。
- ・ 理事10名：弁護士2・司法書士2・社会福祉士3・行政書士1
宅建主任者1・精神科医1
- ・ 監事2名：税理士1・弁護士1
- ・ 事務局：専任アルバイト2・兼任理事2

※以下の表とグラフでは、複数の障害がある方を、障害ごとにカウントしているため、実績数と内訳数が異なっております。

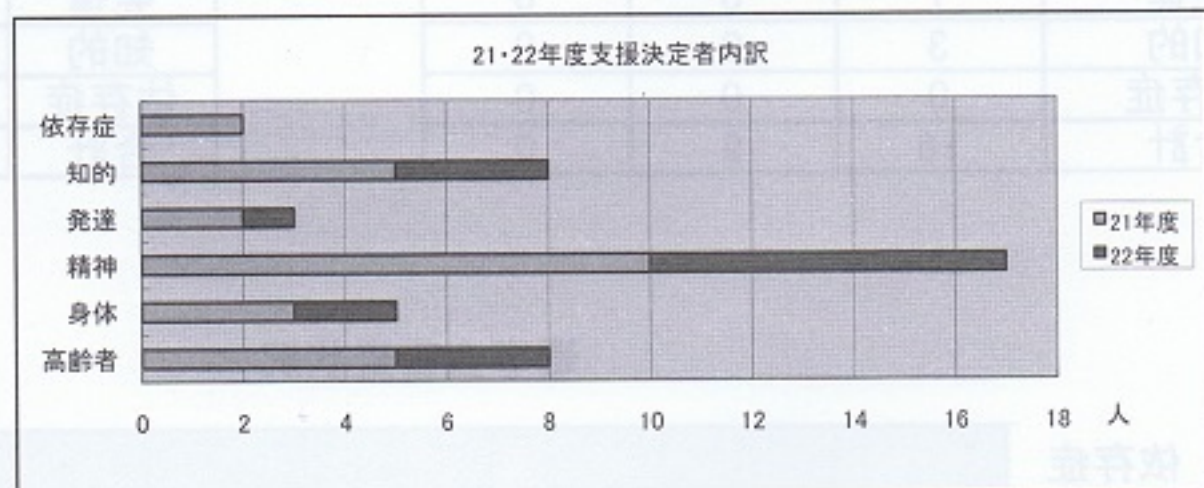
21・22年度申込者内訳

| | 21年度 | 22年度 | 合計 |
|-----|------|------|----|
| 高齢者 | 13 | 6 | 19 |
| 身体 | 7 | 5 | 12 |
| 精神 | 14 | 10 | 24 |
| 発達 | 8 | 1 | 9 |
| 知的 | 3 | 3 | 6 |
| 依存症 | 5 | 0 | 5 |
| 合計 | 50 | 25 | 75 |



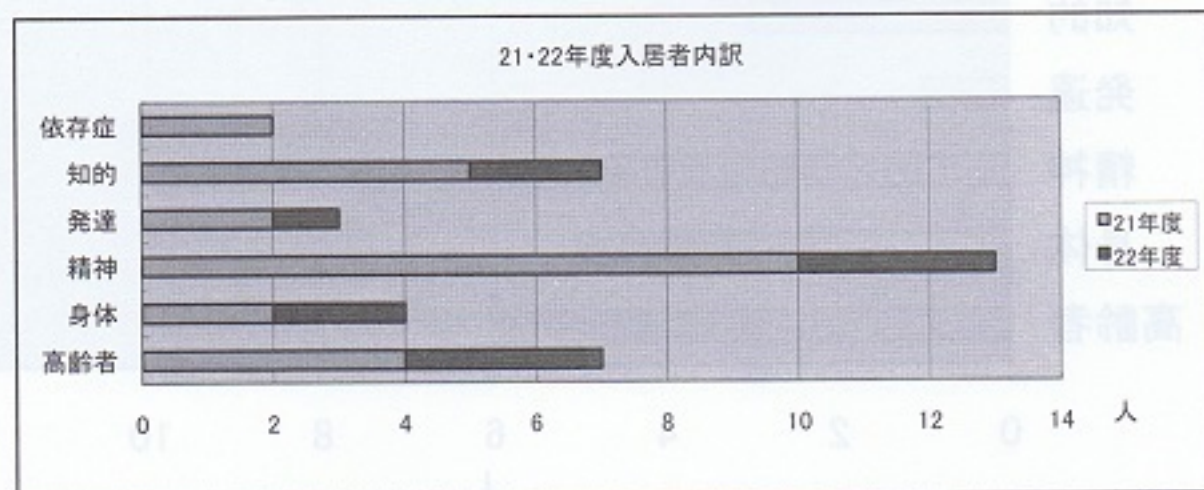
21・22年度支援決定者数内訳

| | 21年度 | 22年度 | 合計 |
|-----|------|------|----|
| 高齢者 | 5 | 3 | 8 |
| 身体 | 3 | 2 | 5 |
| 精神 | 10 | 7 | 17 |
| 発達 | 2 | 1 | 3 |
| 知的 | 5 | 3 | 8 |
| 依存症 | 2 | 0 | 2 |
| 合計 | 27 | 16 | 43 |



21・22年度入居者内訳

| | 21年度 | 22年度 | 合計 |
|-----|------|------|----|
| 高齢者 | 4 | 3 | 7 |
| 身体 | 2 | 2 | 4 |
| 精神 | 10 | 3 | 13 |
| 発達 | 2 | 1 | 3 |
| 知的 | 5 | 2 | 7 |
| 依存症 | 2 | 0 | 2 |
| 合計 | 25 | 11 | 36 |



申込内訳(平成22年3月～平成23年2月)

申込者等障がい別内訳

| | |
|-------|-----|
| 申込者数 | 21件 |
| 支援決定数 | 14件 |
| 入居済 | 9件 |
| 支援終了 | 2件 |

※申込者には一つの障がいだけでなく、複数の障がいがある方もおり、それぞれカウントしているために実績数と内訳数が異なっております。

表1 申込者障がい別内訳

| | 人数 |
|-----|----|
| 高齢者 | 6 |
| 身体 | 5 |
| 精神 | 10 |
| 発達 | 1 |
| 知的 | 3 |
| 依存症 | 0 |
| 合計 | 25 |

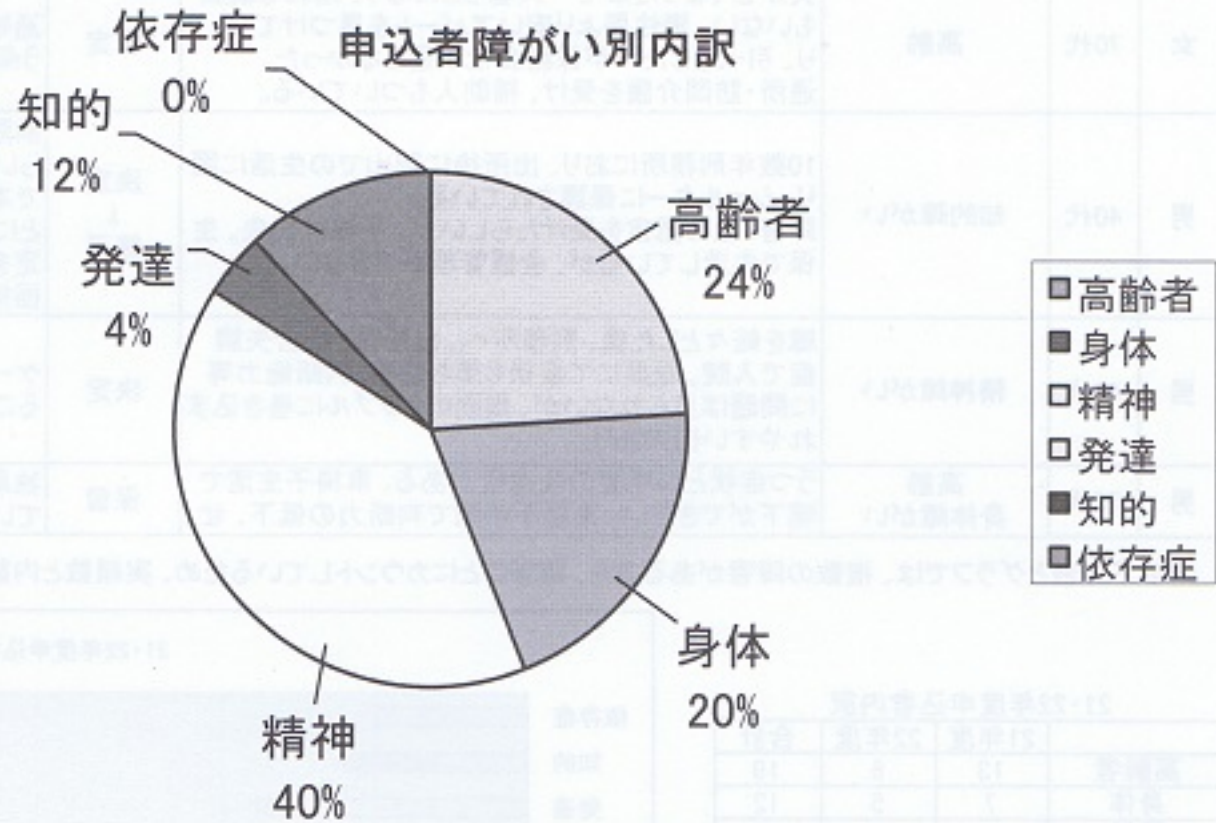


表2 理事会審査状況

| | 支援決定 | 保留・取下 | 不受理 |
|-----|------|-------|-----|
| 高齢者 | 3 | 3 | 0 |
| 身体 | 2 | 3 | 0 |
| 精神 | 7 | 3 | 0 |
| 発達 | 1 | 0 | 0 |
| 知的 | 3 | 0 | 0 |
| 依存症 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 16 | 9 | 0 |

表3 保留者の内訳

| | 保留状態 | 取下げ |
|-----|------|-----|
| 高齢者 | 2 | 1 |
| 身体 | 3 | 0 |
| 精神 | 2 | 1 |
| 発達 | 0 | 0 |
| 知的 | 0 | 0 |
| 依存症 | 0 | 0 |
| 合計 | 7 | 2 |

理事会審査状況

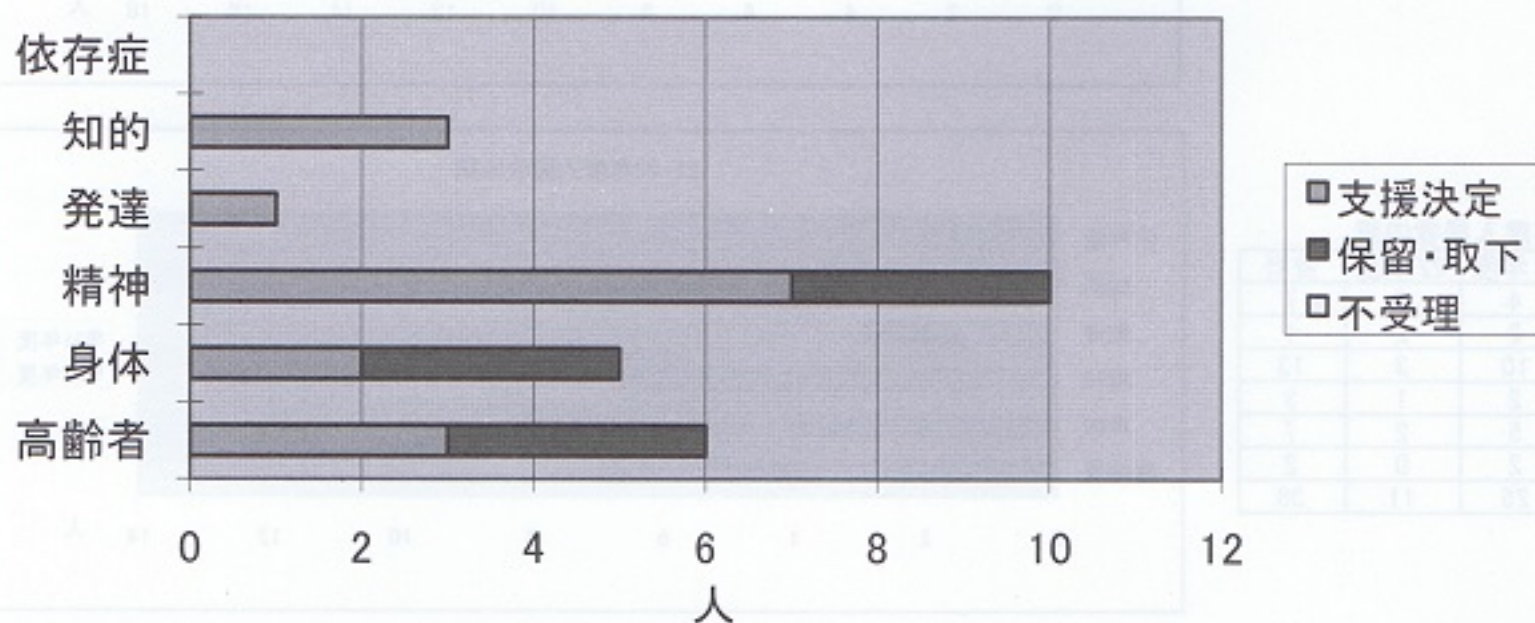


表4 保証支援の内訳

| | 支援決定 | 入居済 | 緊急連絡先 | 保証人 | 支援終了 |
|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 高齢者 | 3 | 3 | 0 | 2 | 0 |
| 身体 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 精神 | 7 | 3 | 0 | 2 | 1 |
| 発達 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 知的 | 3 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 依存症 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 16 | 11 | 0 | 7 | 2 |

※緊急連絡先は、民間保証会社の利用ができる場合、当法人が緊急連絡先になることで入居できた例
 ※保証人は、民間保証会社の利用ができない場合、当法人が保証人になることで入居できた例
 ※支援終了は、入居に向け支援は行ったが、ご本人のご都合により支援が中止となった例

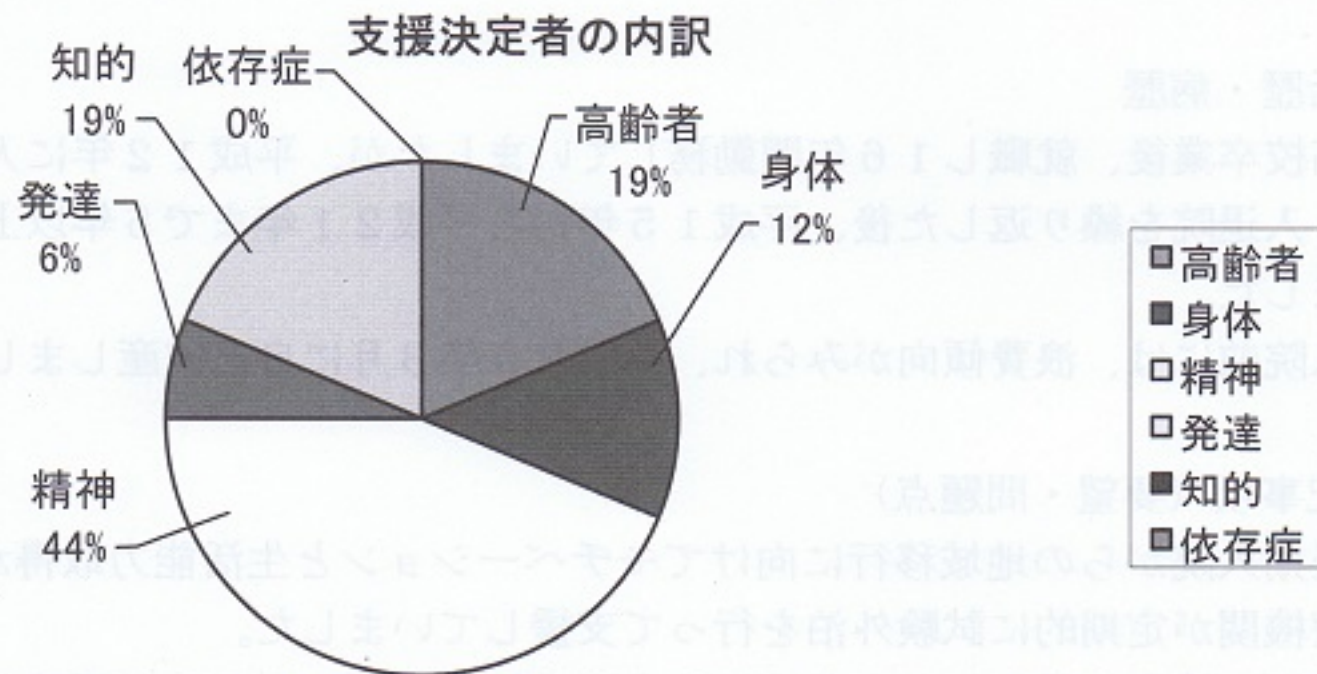
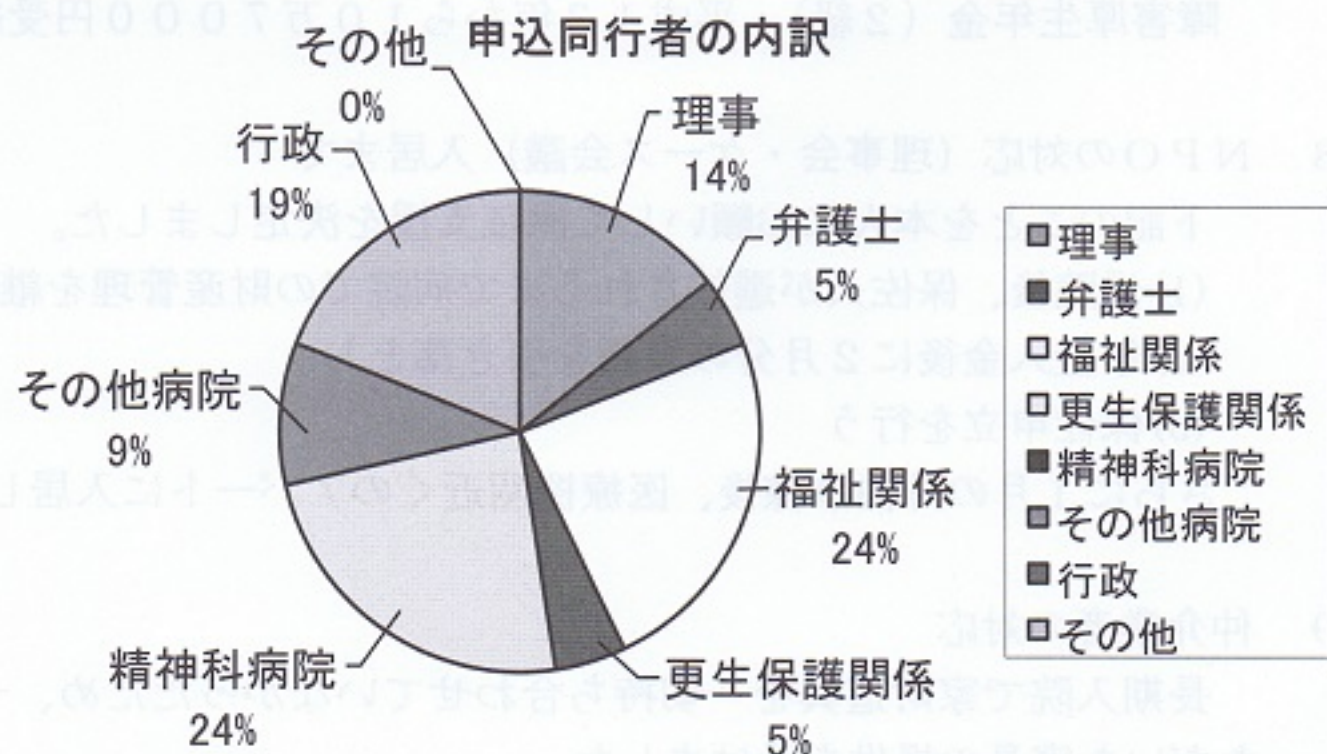


表5 申込同行者の内訳

| | 人数 |
|--------|----|
| 理事 | 3 |
| 弁護士 | 1 |
| 福祉関係 | 5 |
| 更生保護関係 | 1 |
| 精神科病院 | 5 |
| その他病院 | 2 |
| 行政 | 4 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 21 |



【案件① 継続的サポート Aさんの事例】

1 本人 40歳代 男性 精神障がい者 精神保健福祉手帳（2級）

2 申込同行者 病院のPSW

3 関係機関 精神科病院（地域移行推進のチーム）
法律事務所（保佐人）（平成22年12月）
不動産仲介業者・大家さん

4 家族状況 ご両親は健在ですが、本人の支援について非協力的です。

5 生活歴・病歴

高校卒業後、就職し16年間勤務していましたが、平成12年に人員調整のため退職し、入退院を繰り返した後、平成15年から平成21年まで5年以上の長期入院をしていました。

入院前には、浪費傾向がみられ、平成20年3月に自己破産しました。

6 特記事項（要望・問題点）

長期入院からの地域移行に向けてモチベーションと生活能力取得が必要でしたので、医療機関が定期的に試験外泊を行って支援していました。

親族の協力が得られないため保証人が確保できず、NPOに要請がありました。（平成21年）

7 収入（生活保護・年金など）

障害厚生年金（2級）：平成13年から10万7000円受給中

8 NPOの対応（理事会・ケース会議）入居まで

下記のことを本人にお願いして保証支援を決定しました。

(1)退院後、保佐人が選任されるまで病院での財産管理を継続

(2)年金入金後に2月分の家賃を引き落とし

(3)保佐申立を行う

さらに1月の外泊訓練後、医療機関近くのアパートに入居しました（平成21年）。

9 仲介業者の対応

長期入院で家財道具を一切持ち合わせていなかったため、一般の方からのご厚意でいただいた家具の提供を受けました。

給湯器具の使い方などを説明して、練習を繰り返すことで使えるようになりました。リモコンを設置場所からはずすとなくしてしまうため、固定しての使用を薦めました。

10 その後の状況

日弁連委託援助事業を利用して、弁護士が同行して生活保護申請し、受給が決定しました。

また、P S Wが申立書類等の準備をして保佐申立を行い、保佐開始の審判を受けました。

保佐開始当初、担当P S Wより、いきなり保佐人に全てを任せるのには抵抗があるようなので、信頼関係ができてからの方が良いのでは、とのアドバイスがあり、財産管理は段階的に開始しました。現在は、P S W、O Tの協力を得ながら本人が管理しています。手帳や年金のことで少しずつ保佐人を頼るようになり、関係が形成できつつありますが、まだ管理を任せるまでには至っていません。

退院後は医療機関の作業療法を利用し、具合が悪いと数日間入院して休息をとっています。

徐々に、生活力がアップして、行動範囲は広がってきているようです。

現在は、困ったことがあると、自分でS O Sを出しながら、一定の生活リズムの中で生活を組み立てられるようになりました。

必要に応じ関係者が連絡を取りながら、見守りを行っています。

【案件② 遠方の方 Bさんの事例】

- 1 本人 40歳代 男性 精神障がい者 年金・手帳なし
- 2 申込同行者 地域移行推進員
- 3 関係機関 精神科病院、精神障害者支援センター、保健所、福祉事務所
- 4 家族状況 両親は他界。
- 5 生活歴・病歴
高校卒業後、地元で就職しましたが、1年半ほどで退職し、その後は定職にはつきませんでした。29歳の時、幻聴による行動化が見られるようになり、その後精神科病院に入院、今日に至るまで、17年間という長期間に渡り入院を継続しています。
- 6 特記事項（要望・問題点）
入院後、症状は消失し、状態も安定したのですが、身寄りがないために入院が長期化してしまいました。Bさんは「退院したい」という希望なのですが、社会生活への不安があること、保証人がいないということが問題となりました。そこで、Bさんを中心に関係者が集まって、退院に向けての支援会議を開催し、準備を始めました。Bさんは隣の市の市営住宅へ退院を希望していて、市営住宅も個人でなく団体が保証人でも構わないということでしたので、NPOへ保証人を頼みたいと申込をしました。
- 7 収入（生活保護・年金など）
生活保護を受給していて、金銭管理は自分で行っています。
- 8 NPOの対応（理事会・ケース会議）
理事会にて審査した結果、ネットワークがほぼできており、長期入院をしているBさんの地域移行へ向けて、関係者が熱心に活動していることから、ぜひ協力すべきとの声が上がって、第一段階「入居支援」を決定しました。
その後、地域移行支援会議に担当理事も参加し、Bさんの状況、退院後の生活のイメージ等を確認しました。
Bさんの希望する市の市営住宅では、NPO法人のような団体が保証人になることを可としており、かつ、生活保護の現担当者から、家賃の代理納付を行うこともできるという話がありました。Bさん自身も、自活をする上で必要なスキルを習得するため、自分で洗濯したり、公共交通機関を使って外出したりと、入院中からできる準備はしていて、気持ちが前に進んでいるということでした。

ただ、市が移るので、次回ケース会議には、受け入れ側の市の生活保護担当者や市営住宅を管轄する課からも参加してもらい、引継を充分に行う必要があります。平成23年6月にある市営住宅抽選の時期に向けて、じっくりと準備を進めていくことになりました。

NPOとしては、代理納付ができると分かったので、第二段階の「保証支援」も決定しました。

9 仲介業者の対応（入居物件：配慮した点）
支援体制には加わっておりません。

10 その後の状況

その後のケース会議がまだなので、特に進展はありません。

【案件③ 刑余者 Cさんの事例】

- 1 本人 50歳代 男性 知的障がい 一人暮らし
- 2 申込同行者 更生保護施設 相談員
- 3 関係機関 岡山保護観察所、更生保護施設、岡山市知的障害者更生相談所
相談支援事業所（自立支援）、就労継続支援 A 型事業所、訪問介護事業所
- 4 家族状況 母親、兄弟は3人（全員、県外在住）、父親は他界。
本人の婚姻歴、実子はなし。
- 5 生活歴・病歴
亡父の家庭内暴力がひどく、本人は母親、兄弟と逃げるように全国を点々としながら生活していました。小学校では特殊学級（現：特別支援学級）で教育を受けていましたが、療育手帳取得や個別支援は受けられずにいた模様です。
13歳で知的障害の認定を受けました。中学校は不登校であったとのこと。その後、家庭事情で知的障害者施設へ一時入所しましたが、家族の転居とともに退所し、中学卒業後は、土木作業員や工員として生活していました。
未成年当時から飲酒癖があり、生活トラブルが起きており、23歳で罰金刑を受けました。飲酒によるトラブルや経済的困窮から親に金銭の無心をするようになり、親族とのトラブルも増えました。平成10年頃には一時ホームレス状態となりましたが、金銭トラブルにて刑事事件を起こし、懲役10年にて収監され、平成22年に仮釈放となりました。
更生保護施設へ入所し、療育手帳の再取得を始め、様々な支援を受けることとなりました。
- 6 特記事項（要望・問題点）
過去の金銭トラブルや刑事事件などから親族からの援助や支援は望めない状態でした。そのため、親族のいる他県への転居は困難であり、更生保護施設退所後は岡山市内での一人暮らし対応が必要となりました。
また知的障害により、金銭管理や就労などの全般的な生活支援が必要となってきました。
- 7 収入（生活保護・年金など）
生活保護受給中。

8 NPOの対応（理事会・ケース会議）

障害福祉サービス利用および金銭管理方法などについて、支援関係者間でのネットワーク形成とケース会議開催などを依頼しました。担当理事も会議に随時参加し、サービス利用方法の検討、金銭管理に関する後見人等申立支援を進めながら、アパートの保証人になる予定で支援を継続中です。

9 仲介業者の対応（入居物件：配慮した点）

本人は10年の刑務所生活にて、コンクリート建築に拒否的であり、木造のアパートを希望していました。

また地理に不案内なことなどから、作業所や施設などの利便性も考慮し物件の選定を実施しました。

10 その後の状況

作業所への通所やヘルパー利用を開始し、また後見人等の選任までは関係者での金銭管理補助を実施しながら一人暮らし生活を開始することができました。

しかし、不眠傾向や人間関係のストレスが増える傾向が見られ、サービス利用の調整や医療機関受診なども行い始めています。

【案件④ 自立支援 Dさんの事例】

- 1 本人 40歳代 男性 精神障がい（発達障がい）
- 2 申込同行者 医療機関職員
- 3 関係機関 市町村の保健所、医療機関、福祉事務所、作業所、訪問介護事業所他
- 4 家族状況
母と兄弟がいますが、兄弟の所在は分かりません。母とも、20年来、音信不通となっていて、本人も連絡を試みることは拒否しています。
- 5 生活歴・病歴
高校中退。単身生活。その後、しばらくして、うつ状態となりひきこもるようになりました。また、同じ頃より、生活保護を受給しています。
現在は、医療機関に、週1回通院しており、作業所にも通所しています。単身生活の支援のため、ヘルパーの利用もしています。
- 6 特記事項（要望・問題点）
アパートで単身生活をしていましたが、住宅環境が悪く転居を希望していました。しかし、親との関係が断絶した為、保証人が得られない状況となっていました。
- 7 収入（生活保護・年金など）
生活保護（約13万円）と作業所の賃金（約4千円）で生活しています。
- 8 NPOの対応（理事会・ケース会議）
理事が数回本人と面談しました。その結果、本人の意向を重視して物件探しは本人に任せることにしました。その間も、物件の相談に乗るなど面談を続けました。
本人が気に入った物件を見つけてこられたので、大家さんや関係機関を含めたケア会議を行い、サポート体制が整ったことを確認し、保証支援決定としました。
- 9 仲介業者の対応（入居物件：配慮した点）
本人の要望やこだわりに沿った物件の紹介をしました。希望物件の大家さんに本人の状況や入居支援センターの説明をしました。
- 10 その後の状況
支援者会議を行うなど、入居準備を整え、無事に転居しました。以後、順調に生活しています。

【案件⑤ 高齢者 Eさんの事例】

- 1 本人 80歳代 男性 高齢者 独居
- 2 申込同行者 理事
- 3 関係機関 ヘルパーステーション
- 4 家族状況

4回結婚し、全て離婚（最後の離婚は平成14年5月）しており、2回目の妻に子が2人（1人死亡）、4回目の妻に子が2人います。

4回目の妻の子（娘、隣接県在住）から、同居するのでと引越費用50万円程せびられ、金がなくなると連絡が無くなりました。

他の2人の子とは音信不通です。
- 5 生活歴・病歴

長年〇〇会社に勤務しており、温厚な生活で年金は多いです。

狭心症、高血圧があり、HDS-Rは27点です。
- 6 特記事項（要望・問題点）

オーストラリア・カナダ等から、「あなたに1千万円当った。送金手続きの為に〇千円送金されたい」旨の悪質商法に騙され、過去数百万円をつぎ込んでいました。平成22年始めに260万円の預金がありましたが、同年6月には年金担保で20万円借入れるなど金銭管理はルーズでした。
- 7 収入（生活保護・年金など）

年金月額18万円強受給していました。

当初、2つある通帳の内一つのみ預かっていましたが、本人の管理がルーズで現在補助人が20万円強を立て替えている状態です。
- 8 NPOの対応（理事会・ケース会議）

悪質商法から本人を守る為に補助開始申立をし、平成22年10月1日に審判確定しました。12月からは補助人が通帳を2つとも預かっています。
- 9 仲介業者の対応（入居物件：配慮した点）

独居の高齢者ということもあり、将来、スーパーや福祉事務所、介護施設に近いことを考えながら部屋を決めました。

入居したのちに、娘さんからの金銭的虐待や、訪問販売や海外の宝くじ詐欺に気付き、入居支援センターに相談しました。

その後も、一人暮らしがさみしいと連絡があるとその都度訪問し、連絡がなくても1ヶ月に一度は必ず訪問するなどして、様子を見ています。

10 その後の状況

ヘルパーステーション、主治医共に近くに変え、財産管理継続中です。

最近では、物忘れが少しあるようにも見受けられ、将来的には高齢者向けの施設へ入所予定です。

入居後のようす

特定非営利活動法人

おかやま入居支援センター

理事 阪井 ひとみ



。せご木のJ出ち対の良五は！

。せまのJあち話はこご予J楽いち替

。アごもごごるえるよアJ野音、はすかのごごはき他人ごごはJ親な野音の金流、すまや

。ごJまけごごごもるえ野音金流アJ画情

毎年新しい物件が一つずつ増え、入居者の皆さんに、入居する部屋の希望を話し合い、選んでもらえることができ始めました。

入居されて一人で暮らす不安や寂しい気持ちと、一人暮らしの自由になった未来への気持ちが交錯しながら、毎日を過ごされていらっしゃる皆さんです。

誰か一人が寂しくなると、連鎖的に、寂しくなったり、楽しいことがあれば、みんなで喜び合う、事が多くなりました。

時に、だれかが問題行動を起こしたときはみんなで解決し合うつながりができ始めました。

寂しい時、喫煙できる場所があると、誰かと出会うことができ、時間を上手に使うことができ始めました。

人と人とつながる
一人ひとりの支え
あふれる笑顔



↑お正月の炊き出しのようす。
皆さん楽しそうにお話されています。

今まで、お金の管理が難しかった人が多かったのですが、管理してもらえることによって、計画してお金を使えるようになりました。

自転車、バイク、ペット、机、洋服、温泉旅行、墓参りを兼ねた旅行など、それぞれが、計画を立て始め、中には、作業所に通い始めることができた人もいます。

人と話すことが難しかった方も、挨拶ができるようになりました。

物件の中には、その中に、作業所ができた物件もあります。

支援して下さる方も増え、精神障がい者を理解していただき、遠くから見守っていただけるようにもなりました。



↑敷地内にできた作業所。

現在は、活動しておりませんが再開予定中です。

問題点と課題

昨年指摘した課題のその後の状況について

2011. 3

NPO法人おかやま入居支援センター
理事長 井上雅雄

昨年の提言内容

1. 県は、「あんしん賃貸事業」の実施を。
2. 生活保護受給者が「家賃債務保証制度」を利用できるように変更を。
3. 県と市町村は、公営住宅関係の条例改正を。
4. 行政は、生保保護(住宅扶助)の「代理納付」の実施を。
5. 市町村は、成年後見制度利用支援事業の完全実施を。
6. 医療機関は、退院後の継続的支援(財産管理含む)を。
7. 医療機関は、退院前に財産管理人(成年後見・保佐・補助)を選任するための助力を。
8. 支援事業者は、退院前から関与を。市町村は、支援事業者の継続的生活サポートのために速やかな支援決定を。
9. 仲介事業者は、大家さんの理解をえて、精神障害者の入居可能物件を増やす取り組みを。
10. 皆で、大家さんと保証業者に精神障害を理解してもらう活動の継続を。
11. 関係者は、NPO加入と活動参加を。
12. NPOへの補助金・助成金等による経済基盤確立を。
13. 市町村は、「生活保護精神障害者退院促進事業(国庫補助率100%)」の実施を。

あんしん賃貸支援事業（未実施）

- 「あんしん賃貸支援事業」とは、借りたい人（高齢者等の入居希望者）と貸したい人（家主）の双方が抱える不便や不安を解消して、高齢者等が円滑に入居できるようにサポートすることを目的として、平成18年度に創設された国土交通省の新しい事業制度です。事業内容は次のとおりです。
 1. インターネットで「あんしん賃貸住宅」の情報公開をします。
 2. 「あんしん賃貸住宅協力店」が物件の仲介をお手伝いします。
 3. 契約時から入居まで「あんしん賃貸支援団体」がサポートします。
- 岡山県では、「あんしん賃貸支援事業」が行われていません。
- 高齢者・障がい者等に入居可能な物件情報を提供することは喫緊の課題です。
- 岡山県でも、来年度、是非取組をしてほしいと思います。

家賃債務保証制度（利用困難）

- 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯および解雇等による住居退去者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。
- 「財団法人 高齢者住宅財団」（以下「財団」）が、当該世帯を対象とした家賃債務保証制度を行っています。
- 「高齢者円滑入居住宅」の登録を要することや、「生活保護受給者は対象外」であることなどから利用が進んでいません。
- 取扱の変更を望みます。

公営住宅の法人保証 (●●市での活用事例)

- 公営住宅に入居する場合、多くの自治体の条例で、保証人は、当該自治体に居住する個人に限ると規定されていたため、当NPO法人は、保証人の資格がありません。
- 今年度、●●市が、法人に保証人の資格を認めて、精神障がい者の地域移行案件で当NPOに申込がありました。
- 他地域でも、同様の取組を開始していただきたいと思います。

生活保護(住宅扶助)の代理納付 (●●市の入居支援事例)

- 生活保護の住宅扶助について、国は未納防止のため「代理納付」の活用を指導しています。
- 「賃料代理納付」の取扱いが市町村毎で異なります。
- 今年、●●市の案件で、賃料の代理納付が使えたため、NPOの保証支援がスムーズに進みました。
- この制度を活用できれば、精神障がい者の地域移行支援の支障の一つが解消できます。
- 普及について、是非、ご検討ください。

成年後見制度利用支援事業 (制限を撤廃した市があります)

- 成年後見制度利用支援事業の一つとして、成年後見人の活動費用等の費用負担が困難な方に対し、行政機関がこの費用を負担するという事業があります。
- この制度の利用により、成年後見制度の利用が促進されれば、適切な財産管理が行われるので、入居支援がすすみます。
- まだ、制度を実施していない市町村もあり、市長申立案件に限定している市町村もありますが、制限を撤廃した市町村もでてきました。

医療機関の継続的関与について (生活が安定している事例もあります)

- 退院しても、通院を継続せず、精神状態が悪化して、再入院する事例があります。
- 退院後もソーシャルワークとしての支援を継続したり、入院中に行われていた病院での小遣い管理を一時的に継続してもらったケースは、徐々に生活が安定してきています。
- 医療機関を中心として支援ネットワークが作られることにより、入居後が安定します。

医療機関による成年後見申立援助 (成年後見申立事例もあります)

- 精神科医療機関から入院者が退院する場合などにおいて、成年後見申立を先行していただくと、入居支援がスムーズに進むだけでなく、退院後の生活も安定しやすくなります。
- 一部医療機関において、ケースワーカーによる成年後見申立支援が実施されるようになりました。

自立支援・介護事業者の関与 (事前関与により入居できた事例あり)

- 入居支援する段階で、自立支援又は介護事業者の関与が始まっていると、入居後の生活が安定しています。支援体制を整えたことにより、入居可能となった事例もあります。
- 入居後の生活の安定を考えると入居前から関与していただける仕組みが重要です。
- 高齢者の介護については、関与の仕組みが充実していますが、自立支援事業者が関与する場合、市町村の支援決定を得ることが難しいという状況にあります。特に、精神障害の場合や、発達障害の場合に、支援が得にくい傾向がみられます。

入居可能物件と協力仲介業者の拡大 (仲介と医療機関連携による入居率の向上)

- アパート入居率が60-70%という低率であるにもかかわらず、「何かあったら困る」という不安などから、入居可能物件が拡大していません。
- 熱心な仲介業者と医療機関のある地域では、入居率が飛躍的に向上しています。
- NPOの入居支援活動を理解して、協力していただける仲介業者の拡大に取り組んでいます。これがからです。
- 物件の拡大には、入居支援成功事例を積み重ね、広報・啓発によって不安を除去するという取組の継続が重要です。

NPOの課題

(昨年と同一の課題が残存)

【人的課題】

- 理事・監事が1件ずつケース会議出席などの対応をしている→件数と対応エリアに限界

【経済的課題】

- 安定的収入がない
- ボランティアに頼っている→活動拡大が困難

【組織的課題】

- 県の「精神障害者入居支援事業」で補助を受けて組織が形成されつつある。安定的な収入がないため、事務職員を継続雇用することもできず、組織として基盤が脆弱

ま と め

「おかやま入居支援センター」設立後、2年経過し、3年目に入りました。1年目に退院して生活を始めた方々の支援を通じて、新たな課題が見つかりました。

第1に、精神障がいがある方が社会内で安定的な生活を継続するためには、昼間をどこでどのように過ごすかが重要であることが判明しました。昼間を過ごす場を持たない方の場合、精神状態が不安定となるケースが複数確認されました。逆に、日中活動の場を持つにいたった場合、見違えるほど安定した生活をしておられる方もいます。

「入居」支援を継続するためには、入居時だけでなく、その方の生活を見据えて、ネットワークを強化して支援することが課題となります。

日中活動の場の提供を当NPOが担うことは困難ですが、ネットワークの強化によって可能性が見えてきました。NPO法人岡山県精神障害者家族会連合会（NPOけんかれん）その他の支援団体や支援事業者との連携強化をはかりたいと考えております。

第2に、高齢や知的障害の刑余者支援や、虐待対応等のシェルターからの入居支援ニーズがあることが判明しました。そのような方の中で、当NPOは、これまで、高齢者・障がい者に限定して支援しておりますが、対象者の拡大について議論をはじめております。

次に、昨年、課題として掲げた点に関して、取組が始まっている分野もありますが、全く取り組まれていない分野もあります。行政機関の縦割りが影響しているのかもしれませんが、入居支援のために有効な施策があるのに、着手されないことは残念です。

誰でも安心して居住できる社会の実現のため、関係行政機関の取組に期待しております。

特定非営利活動法人おかやま入居支援センター

理事長 井上 雅 雄

発行：特定非営利活動法人 おかやま入居支援センター

〒700-0923 岡山市北区大元駅前1-1-1

TEL：(086) 221-0530 FAX：(086) 221-0530